

○財務省告示第二百八十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十

六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びそ 会計に関する法律（平成二十九年

法律第二十三号）第四十七条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

四 発行方法

五

方募

イ
入 価 法 入
札 格 競 決
行 争 定
の

ロ
特 国
債 債
市 市
場 場
の

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者

込 募 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申
み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ

イ
入 価 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市
発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

額 面 金 額 六 千 五 百 八 十 三 億 円

う ち 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に

つ い て は 三 億 五 千 百 十 七 万 九 千 九 百 八 十 三 億 円

三 億 五 千 百 十 七 万 九 千 九 百 八 十 三 億 円

一 項 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に

付 いた 債 権 の 額 は 三 億 五 千 百 十 七 万 九 千 九 百 八 十 三 億 円

三 千 五 百 十 九 億 六 千 七 百 五 十 五 万 九 千 九 百 八 十 三 億 円

特 別 参 加 場 所 一 項 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に

条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に

十 一 発 行 価 格	十 一 発 行 日	九 振 替 単 位	八 最 低 額 面 金	争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 II 加	特 別 参 加	国 債 市 場	争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I 加	特 別 参 加	国 債 市 場	争 入 札 発 行	非 争 入 札 発 行	者 ・ 第 I 加								
平成二十九年九月二十日	す。額の整数倍の金額によるものと	振替法の規定による振替口座簿	五万円					三十五億七千五百五十六万円					千四百億八千四百五十二万円			六千五百三十一億千四百十万円		三千四百億	で三十六億円	た利付国債について、額面金額	条第一項の規定に基づき発行し	特別会計に関する法律第四十七	で千四百十二億円	た利付国債について、額面金額

十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十
八 七 六 五 四 三 二 一 〇 イ

者 入 払 元 償 償 後 第 初 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価
札 場 利 還 還 の 二 期 入 札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市 債 札 格
参 所 金 金 期 利 子 以 期 札 発 競 Ⅱ 加 場 び 札 格 第 Ⅰ 加 場 行 争
加 支 額 限 子 以 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争

額 上 額 十 額 上 額
一 面 の 一 面 の 一 面 の
銭 金 所 金 金 金 金
額 額 額 額 額 額
百 百 百 百 百 百
円 円 円 円 円 円
に つ き 九 十 九 十
九 十 九 十
円 円 二 円 二

年 ○ ・ パ ー セ ン ト
平 成 十 八 年 三 月 二 十 日 支 払
と し 次 の 算 式 に 依 り 算 出 し 期
金 額 を 支 払 する 時 是 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 たり 支 払
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 する 下
次 の 日 及 び 第 十 五 号 に お いて 規 定
す る 期 日 に つ いて 同 じ 。

$\frac{額面金額 \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十
日 を 支 払 期 と し 各 支 払 期 に お
い て そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
る 利 子 を 支 払 する 。

平 成 十 九 年 九 月 二 十 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円

日 本 銀 行

財 務 大 臣 から 通 知 を 受 け た 者

十九

弘
込
期
日

平
成
二
十
九
年
九
月
二
十
日